

に覺悟を取交し會社側の誠意を期待したか其後従業員主顧者を轉動せしめ敢は敵首し何等今日迄誠意を見せてゐない。吾々は従業員の時給を是なりとして六月一日の朝工場長と面會し十項に亘つて歎願し四日朝午前八時迄に回答を依頼したのである吾々は國家産業至上争議を好まぬ、又吾々の疑問でもないのであるか此日會社の回答を遣つた結果其回答の必要なしと一考だにせず拒絶されたるに再び歎願書を要求書として再考を願つたのである。

然るに當効變形は五日工場にて要求書に對し回答する要なしと従業員に申渡し自職早にて宿に歸らんとする時私は馳せつけ、ゆつくり御相談申上たしと懇願したるも第三者に會ふ必要なしとて引揚げて仕舞つたをここで工場長に面會したか工場長は小倉工場が日本産業、帝國酸索に比較し待遇

劣悪であり利益も相當に擧げてゐる事も認められた定期昇給は不景氣になつた甚旨函るから決められまいとの斷であつたから私は無再雇の建前を委しく話し今昇給せねば何等昇給する時があるか、東京興業の模倣は御承知であらう、帝國酸索と同様の待遇を要求してゐるのではないとよく説明して置いた、解雇職手當の件も何等回答なき爲従業員十名を求め會社側の態度を報告し徹底的に争議する事に決定した。

然し成る可くストライキを避けたいと考へ翌六日工場長を訪れ、屈辱的態度を以て常務と懇談の機會を依頼したのであるが、工場長は直接面會するは困難であるから警察署長立會と言ふ事で盡力する其結果は六日正午頃電話で回答があつたが常務は署長立會でも會はぬ、然し従業員代表とな